

清川村ソーシャルメディア運用ポリシー

基本方針

令和8年3月

第1章	総則	1
第1節	趣旨	1
第2節	定義	1
第3節	適用範囲	1
第2章	運用体制	1
第1節	運用責任者	1
第2節	運用の原則	1
第3章	運用の基本方針	2
第1節	基本原則	2
第2節	発信内容	2
第4章	情報発信及び利用	2
第1節	情報発信	2
第2節	コメント及びメッセージ機能	2
第3節	他アカウントとの関わり	3
第4節	利用規約の整備	3
第5章	情報管理及び権利	3
第1節	アカウント管理	3
第2節	個人情報の保護	3
第3節	知的財産権	3
第6章	禁止事項及び免責	3
第1節	禁止事項	3
第2節	免責事項	3

第1章 総則

第1節 趣旨

本ポリシーは、清川村（以下「村」という。）がソーシャルメディアを通じて、村政情報や村の魅力情報、広域観光情報など多様な情報を発信し、広く周知を図るため、行政情報を積極的に発信する手段としてのソーシャルメディアを適正に運用するために必要な事項を定める。

第2節 定義

本ポリシーにおいて「ソーシャルメディア（以下「SNS」という。）」とは、インターネットを通じて情報発信や意見交換を行う仕組みの総称をいう。Instagram、X（旧Twitter）、YouTube など、現在及び将来において新たに導入される媒体を含むものとする。

第3節 適用範囲

第3条 本ポリシーは、村が公式に運用するすべての SNS アカウント（以下「村公式アカウント」という。）に適用する。個人が私的に行う SNS 利用については対象外とするが、職員としての立場に留意し、村の信用を損なう行為を行ってはならない。

第2章 運用体制

第1節 運用責任者

村公式アカウントは、村づくり観光課長を運用責任者とする。ただし、特定のアカウントについて別途個別の運用ポリシーを定める場合は、その規定に従う。

第2節 運用の原則

村公式アカウントの運用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 村が公式に運用するものであることを、アカウント及び村ホームページに明記すること。
- (2) アカウントのパスワード等の認証情報は暗号化の上で管理し、セキュリティ確保のため定期的に変更すること。
- (3) SNS を通じた個別対応は原則行わないこと。
- (4) 運用が困難となる場合は、速やかに村ホームページ等で周知し、適切に対処すること。

第3章 運用の基本方針

第1節 基本原則

村公式アカウントの運用は、法令及び清川村情報セキュリティ関連規程を遵守し、正確で信頼性の高い情報発信を行うものとする。特定の個人・団体を誹謗中傷、政治的・宗教的活動を行ってはならない。

第2節 発信内容

村公式アカウントから発信する情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 村政に関するお知らせ
- (2) 観光情報
- (3) 防災・防犯等、住民の安全に資する情報
- (4) 県央やまなみ地域連携エリアに関する情報
- (5) その他、運用責任者が必要と認めるもの

第4章 情報発信及び利用

第1節 情報発信

発信する情報の内容は、運用責任者が決定し、確認を経た上で発信する。

第2節 コメント及びメッセージ機能

コメント機能及びダイレクトメッセージ機能は、誤解の防止及び適正な運用を図る観点から、原則として無効とする。ただし、村が必要と判断した場合は一時的に有効とすることができる。

第3節 他アカウントとの関わり

村公式アカウントによる他アカウントの評価（「いいね」等）や引用（「リポスト」「リツイート」等）は、村の周知や魅力向上に資すると運用責任者が判断した場合に限り行うものとする。

第4節 利用規約の整備

村公式アカウントの利用に関する事項は、別途「清川村ソーシャルメディア利用規約」として定め、村ホームページで公表する。

第5章 情報管理及び権利

第1節 アカウント管理

村公式アカウントの ID 及びパスワードは、運用責任者が一元的に管理し、変更・引継ぎ時には記録を残すものとする。

第2節 個人情報の保護

村が他アカウントから個人情報を取得する場合は、清川村個人情報保護条例に基づき、適切に管理するものとする。

第3節 知的財産権

村公式アカウントに掲載するテキスト、画像、動画等の著作権は、原則として清川村又は正当な権利を有する者に帰属する。無断転載、転用等を禁止する。

第6章 禁止事項及び免責

第1節 禁止事項

村公式アカウントに対する投稿で、次のいずれかに該当する場合は、事前通告なく削除、非表示又はアカウントのブロック等を行うことがある。

- (1) 法令等に違反する内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治・宗教活動を目的とするもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) わいせつな表現等を含む不適切な内容
- (6) 第三者の権利を侵害するもの
- (7) 虚偽又は事実と異なる内容
- (8) 有害なプログラム等を含むもの
- (9) その他、村が不適切と判断するもの

第2節 免責事項

村は、以下の事項について一切の責任を負わないものとする。

- (1) 村公式アカウントに掲載された情報の正確性、完全性、有害性等に関する保証
- (2) 利用者又は第三者間に生じたトラブル
- (3) 予告なく行う運用の停止又は内容の変更により生じた損害

附則

このポリシーは、令和8年3月27日から施行する。